私製 CN22 のご利用条件変更について

国際郵便物を差し出す際に使用する税関告知書 CN22 について、世界的な規則の変更により所定の条件を満たすバーコードを表示することが義務化されました。

これを受けて、お客さまご自身で作成する CN22 (以下、「私製 CN22」と言います。) について、2020年 11 月 1 日以降、バーコードの表示が必要となります。過去に当社の承認を受けた私製 CN22 は使用できなくなりますので、改めて利用承認申請を行っていただくようお願いいたします。

私製 CN22

当社の承認を受けることで、 お客さまご自身で CN22 や CN22 をあらかじめ 印刷した封筒・包装紙を 作成して、それらを使用して 郵便物を差し出すことができ ます。

(国際郵便約款第17条第4項)



手続き方法

連絡

郵便局へご連絡く ださい。



案内

新しいご利用条件と申請方法を 担当者からご案内します。



申請

申請書に私製 CN22 の見本 2 部を添えて提出してください。



承認

使用していただく バーコード番号を お知らせします。



※承認までに 1 か月以上お時間 をいただく場合があり ます。

差し出し

私製 CN22 を使用 して差し出していた だきます。



バーコードがない私製 CN22 を使用した差し出し

2020 年 11 月 1 日以降、旧様式の私製 CN22 を使用して差し出すことはできなくなります。

国際郵便マイページサービス

お客さまご自身でバーコードを表示することが難しい場合は、国際郵便マイページサービスの利用もご検討ください。 国際郵便マイページサービスは、お手持ちのパソコンやスマートフォンを使用して国際郵便物の発送用ラベルを印刷 していただける Web サイトで、無料でご利用いただけます。

※書留を付けない小形包装物のラベル作成機能は2020年11月ごろからご利用いただける予定です。